学校以外の教育機関

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程(昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
(室長等共通専決事項)	(室長等共通専決事項)
第7条 本庁の室長及び総括課長の専決できる事項は、次のと	第7条 本庁の室長及び総括課長の専決できる事項は、次のと
おりとする。	おりとする。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
	(3) 非常勤職員の育児休業の承認に関すること。
<u>(3)</u> [略]	<u>(4)</u> [略]
<u>(4)</u> [略]	<u>(5)</u> [略]
(5) 課長、担当課長及び特命課長(次号及び <u>第7号</u> におい	(6) 課長、担当課長及び特命課長(次号及び <u>第8号</u> におい
て「課長等」という。) の旅行命令及び復命書の受理に関	て「課長等」という。) の旅行命令及び復命書の受理に関
すること。	すること。
<u>(6)</u> [略]	<u>(7)</u> [略]
<u>(7)</u> [略]	<u>(8)</u> [略]
<u>(8)</u> [略]	<u>(9)</u> [略]
<u>(9)</u> [略]	<u>(10)</u> [略]
<u>(10)</u> [略]	<u>(11)</u> [略]
<u>(11)</u> [略]	<u>(12)</u> [略]
<u>(12)</u> [略]	<u>(13)</u> [略]
(13) [略]	<u>(14)</u> [略]
2 [略]	2 [略]
(教育事務所長の専決事項)	(教育事務所長の専決事項)
第13条 教育事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする	第13条 教育事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする
0	۰
(1)~(13) [略]	(1)~(13) [略]
	(14) 教育事務所に勤務する非常勤職員、市町村立小中学校
	職員及び市町村立小中学校の非常勤職員の育児休業並びに
	市町村立小中学校職員の育児短時間勤務の承認に関するこ
	と。
(14) 市町村立小中学校の職員の大学院修学休業の許可に関	<u>(15)</u> <u>市町村立小中学校職員</u> の大学院修学休業の許可に関す
すること。	ること。
(15) 市町村立小中学校職員の育児休業及び育児短時間勤務	
の承認に関すること。	

(16)~(26) [略]

(学校以外の教育機関の長共通専決事項)

く。第16条及び第17条において同じ。)の専決できる事項は 、次のとおりとする。

(1)~(13) [略]

<u>(14)</u> [略]

(15) [略]

<u>(16)</u> [略]

(17) [略]

号に掲げる事項のうち、第2号、第3号、第6号、<u>第12号、</u> 第13号及び第15号から第17号までに掲げる事項を専決するこ とができる。

(1)・(2) [略]

(16)~(26) [略]

(学校以外の教育機関の長共通専決事項)

第14条 学校以外の教育機関の長(博物館長及び美術館長を除 第14条 学校以外の教育機関の長(博物館長及び美術館長を除 く。第16条及び第17条において同じ。)の専決できる事項は 、次のとおりとする。

(1)~(13) 「略]

(14) 非常勤職員の育児休業の承認に関すること。

(15) [略]

(16) [略]

<u>(17)</u> [略]

(18) [略]

2 博物館長及び美術館長は、次に掲げる事項のほか、前項各 2 博物館長及び美術館長は、次に掲げる事項のほか、前項各 号に掲げる事項のうち、第2号、第3号、第6号、<u>第12号か</u> ら第14号まで及び第16号から第18号までに掲げる事項を専決 することができる。

(1) • (2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。